

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 13 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 椎 野 優 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 3 日から 令和 8 年 9 月 10 日 午後 5 時 00 分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 9 月 16 日 午前 10 時 00 分 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 9 月 29 日 午前 9 時 50 分 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 24 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 9 月 24 日 午後 3 時 00 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 13 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 10 時から午後 3 時までの間（ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。）に行います。		



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	5, 420, 000 4, 336, 000	一括	1, 084, 000	39, 772	0
1	1, 830, 000				
2	3, 590, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 秦野市寺山字内清水
地 番 477番11
地 目 宅地
地 積 201.68平方メートル
共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1
共有者 D 持分4分の1
- 2 所 在 秦野市寺山字内清水477番地11
家屋 番号 477番11
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 60.86平方メートル
2階 49.68平方メートル
共有者 A 持分8分の1
共有者 B 持分8分の1
共有者 C 持分8分の5
共有者 D 持分8分の1

物 件 明 細 書

令和 8年 5月27日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 椎 野 優 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者Cが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 秦野市寺山字内清水
- 地 番 477番11
- 地 目 宅地
- 地 積 201.68平方メートル
- 共有者 A 持分4分の1
- 共有者 B 持分4分の1
- 共有者 C 持分4分の1
- 共有者 D 持分4分の1
- 2 所 在 秦野市寺山字内清水477番地11
- 家屋 番号 477番11
- 種 類 居宅
- 構 造 木造瓦葺2階建
- 床 面 積 1階 60.86平方メートル
2階 49.68平方メートル
- 共有者 A 持分8分の1
- 共有者 B 持分8分の1
- 共有者 C 持分8分の5
- 共有者 D 持分8分の1



令和7年(ケ)第140号
令和8年1月26日受理
令和8年3月18日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所小田原支部
執行官 山崎郁雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 秦野市寺山字内清水
- 地 番 477番11
- 地 目 宅地
- 地 積 201.68平方メートル
- 共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1
共有者 D 持分4分の1
- 2 所 在 秦野市寺山字内清水477番地11
- 家屋 番号 477番11
- 種 類 居宅
- 構 造 木造瓦葺2階建
- 床 面 積 1階 60.86平方メートル
2階 49.68平方メートル
- 共有者 A 持分8分の1
共有者 B 持分8分の1
共有者 C 持分8分の5
共有者 D 持分8分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)	
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者(A、B、C、D) ☐ その他の者 上記の者が本土地に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項		
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者(C) ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C (所有者)	1 本建物には私が居住している。 2 本件手続について、立入調査が必要なことは承知した。私が立ち会う。日程については、候補日をもらえれば、こちらから都合のつく日を連絡する。 (令和8年1月29日電話で聴取)
■ B (所有者)	1 照会書を受け取った。分かる範囲で陳述書を作成して返送する。 2 本物件の使用について共有者間で、お金のやり取りや使用方法の取決めはない。 (令和8年2月6日電話で聴取)
■ C (所有者)	1 本建物には私が居住している。本物件の使用について共有者間で、お金のやり取りや使用方法の取決めはない。 2 本建物に雨漏り等大きな不具合はない。キッチンの流し下の排水に最近水漏れがしたり、トイレのウォシュレットが故障したりはしている。 3 平成17年に本建物を新築したときから、建物内で猫を1匹から3匹継続して飼っている。現在は1匹いる。猫が壁紙等に傷をつけた部分は何か所がある。和室には猫による畳の汚損がある。 4 本建物内で喫煙はしていない。 5 本建物に太陽光発電パネルは設置していない。 6 本土地上の南西側隅付近にNTTの電柱が1本あり、年4,000円程度の支払を受けている。 7 本建物の敷地の境界について、争いはない。 8 騒音としては、本土地に接する道路を走る自動車の走行音が聞こえる。少し前までは、第二東名の工事車両が多かったが、それは落ち着いた。 (令和8年3月10日目的物件で聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 受命物件の状況は、土地建物位置関係図、間取見取図及び添付写真のとおりである。
- 2 受命物件の占有状況については、関係人の陳述及び立入調査の結果から、2枚目記載のとおりと認めた。なお、本建物の玄関付近の本土地上に、アルファベット表記でCの氏を表示した表札が設置されている
- 3 本建物のトイレのウォシュレットに故障が、キッチンの流し下の排水に水漏れが、それぞれあるとのことである。
- 4 本建物内の壁の随所に猫によると思われる損傷がある。
- 5 1階和室の畳に、猫によると思われる顕著な汚損がある。
- 6 本建物全般に汚損が見られる。
- 7 本建物の南側外壁に植物の蔦がはりついている。
- 8 本建物の東側の本土地上に、カーポートがある。
- 9 本土地上の南東側隅付近にスチール製物置が1個設置されているが、簡易な基礎で土地への定着性はない。
- 10 本土地上の南西隅に電柱が1本あり、年額4,000円程度の支払を受けているとのことである。
- 11 所有者A及び債務者兼所有者Dに対し、占有関係等に関する照会書を郵送したが、本日現在回答はない。
- 12 本土地は西側で建築基準法42条1項の県道に、北側で建築基準法42条1項の市道に、それぞれ接している（評価人の調査による）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年1月27日(火) 10:50 — 11:00	目的物件所在地	外観調査(写真撮影)、不在、通知書投函
令和8年1月27日(火) 14:05 — 14:10	横浜地方法務局西湘二宮支局	登記事項証明書、登記事項要約書申請・受理
令和8年1月28日(水) : — :	当庁	A、B及びDに対し照会書郵送
令和8年1月29日(木) 11:20 — 11:25	携帯電話	Cより占有状況等聴
令和8年2月6日(金) 15:00 — 15:05	当庁	Bより占有状況等聴取(電話)
令和8年3月10日(火) 13:40 — 14:10	目的物件所在地	目的物件立入調査(写真撮影)、Cより占有状況等聴取(評価人同行)
令和 年 月 日 () : — :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人 及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

登記年月日：平成16年11月5日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年9月10日 横浜地方支務局 瀬田二宮支局

登記書

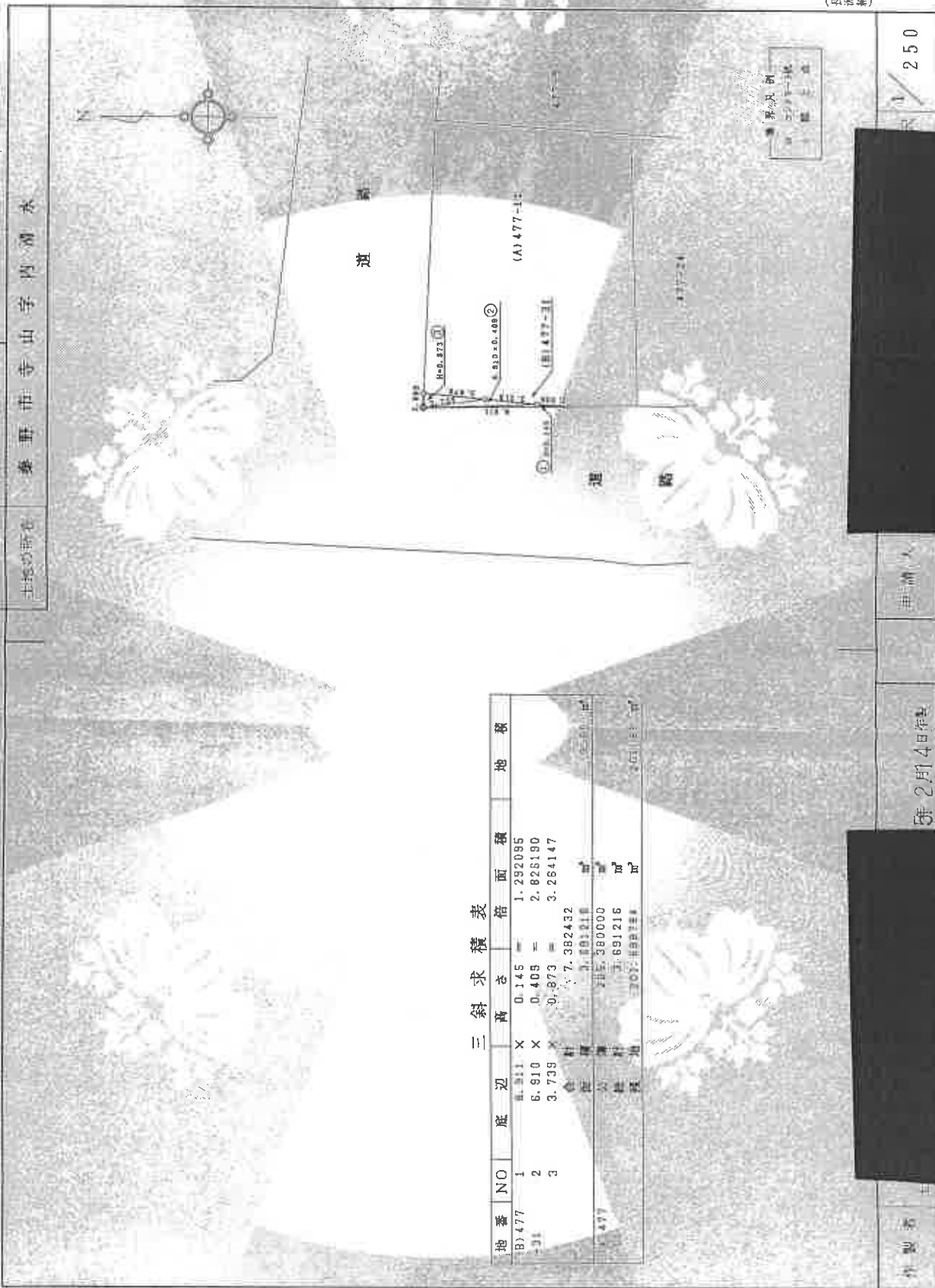
(6 枚目)

155476

地 積 測 量 図

地 番 477-31

所在地 横浜市 寺山字 内 河 水



三 斜 求 積 表

地 番	NO	底 辺	高 さ	倍 面 積	地 積
477	1	6.910	0.145	1.292095	
31	2	6.910	0.409	2.826180	
	3	3.739	0.873	3.264147	
		合 計		7.382432	
477		底 辺	高 さ	倍 面 積	地 積
		6.910	0.145	1.292095	
		6.910	0.409	2.826180	
		3.739	0.873	3.264147	
		合 計		7.382432	

(長 縮 率)

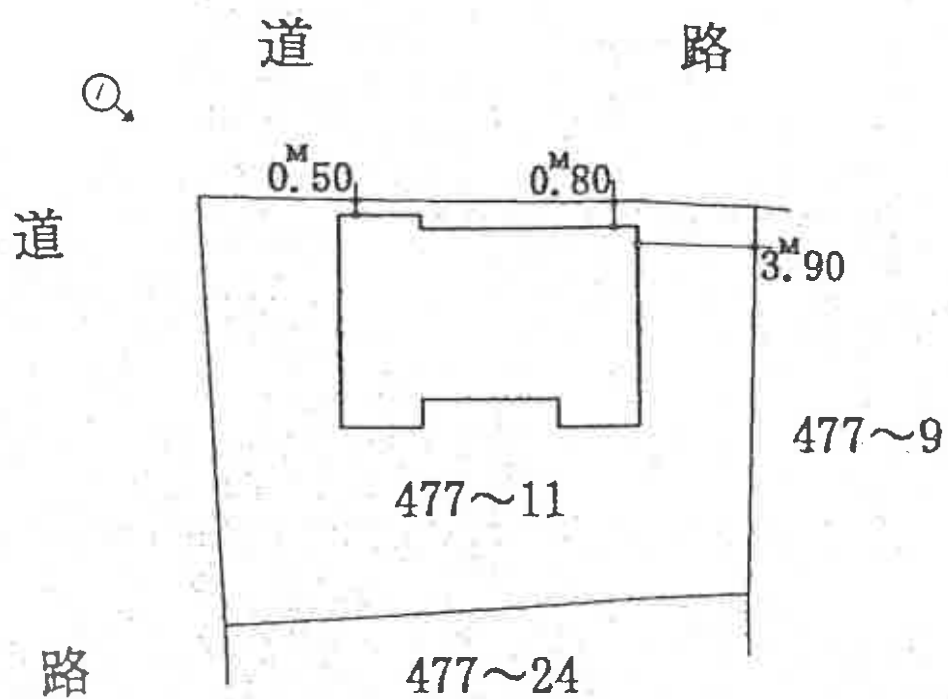
250

5年 2月 4日 作 成

平成16年11月5日 登記

土地建物位置関係図

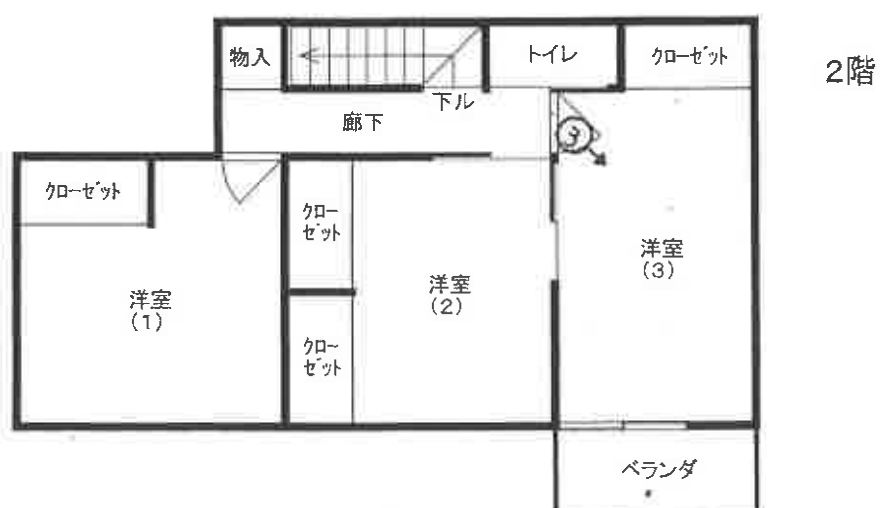
←○ は写真撮影位置・方向



間取見取図



←○ は写真撮影位置・方向



①



②



③ 壁紙の損傷



④



⑤



令和 7 年 《ケ》 第 140 号
令和 8 年 3 月 10 日 現地調査
令和 8 年 3 月 17 日 評 価

横浜地方裁判所小田原支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

今 井 孝

第1 評価額

一括価格（合計）	
金 5, 4 2 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物 件 1（土地）	金 1, 8 3 0, 0 0 0 円
物 件 2（建物）	金 3, 5 9 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58条 4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		
特 記 事 項		
なし		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- 1 所 在 秦野市寺山字内清水
- 地 番 477番11
- 地 目 宅地
- 地 積 201.68平方メートル
- 共有者 A 持分4分の1
- 共有者 B 持分4分の1
- 共有者 C 持分4分の1
- 共有者 D 持分4分の1
- 2 所 在 秦野市寺山字内清水477番地11
- 家屋 番号 477番11
- 種 類 居宅
- 構 造 木造瓦葺2階建
- 床 面 積 1階 60.86平方メートル
2階 49.68平方メートル
- 共有者 A 持分8分の1
- 共有者 B 持分8分の1
- 共有者 C 持分8分の5
- 共有者 D 持分8分の1

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	小田急小田原線「秦野」駅の北方約 3.6km（道路距離）、バス停「東中学校前」の北方約 80m（同前）で、徒歩約 1分	
付 近 の 状 況	周辺には小中学校、農地等も見られる、県道沿いに一般住宅、農家住宅等が混在する住宅地域	
主な公法上の 規 制 等 （道路の幅員等の個 別的な規制を考慮し ない一般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化調整区域 指定なし 50%（角地に付基準建蔽率 60%） 100% 防火指定なし 埋蔵文化財包蔵地に該当している。（遺跡No.19）
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口・奥 行 地 勢	201.68㎡ ほぼ長方形 西側間口約 13m、奥行約 17m ほぼ平坦。東側隣接地より約 0～ 0.3m高く、 南側隣接地は目的土地より約 1.5m低い。
接面道路の状況	西側幅員約 11.9m舗装県道（秦野清川線：建築基準法第42条 1項）は南向きに緩やかに下っており、目的土地は県道より約 0.5～ 1.5m高く、約 13m接面し、北側幅員約 8.2m舗装市道（寺山20号線：同前）より約 0～ 0.5m高く約 16.5m接面する角地である。	
土地の利用状況等	物件2の建物敷地等として利用されている。 建物の配置は附属資料建物図面写の通り。	
供給処理施設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり なし（プロパンあり） なし（浄化槽あり）
特 記 事 項	① 目的土地は既存建物の建てかえ等、既存宅地を要件等として地上建物が建築されているものと思料される。 ② 目的物件は地積測量図が無く（残地）、建築計画概要書の敷地面積を基準にするとやや縄延びが推定される。確定（実測）	

	地積は不明であるため、専門職業家による実測（測量）等が必要である。なお、評価上は登記地積により評価額を求めた。 ③ 本建物の東側土地にカーポートがある。土地の南東側隅付近にスチール製物置が1個設置されているが簡易な基礎で土地への定着性はない。土地の南西隅に電柱が1本あり年額4,000円程度の支払を受けているとのことである。 ④ 景観計画、景観条例等 ⑤ 宅地造成等工事規制区域
--	---

2. 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 残存耐用年数	建 築 年 月 日	平成17年1月8日新築（登記記載）
	経 過 年 数	約22年
	経済的残存耐用年数	約 8年
仕 様	構 造	木造2階建
	屋 根	瓦葺
	外 壁	モルタル、塗布付仕上げ等
	内 壁	クロス貼り等
	天 井	クロス貼り、敷き目張り等
	床	フローリング、畳、クッションフロア等
	設 備	キッチン、浴室、洗面所、トイレ×2等
	そ の 他	IHコンロ、カーポート等
床面積（現況）	1階 60.86㎡、2階 49.68㎡、延床面積 110.54㎡ 物件目録記載と同じ（増改築等なし）	
現 況 用 途 等	種 類	居宅
	間 取 り	4LDK（附属資料概略間取図の通り）
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	

建物の利用状況	令和8年3月10日：内部立入調査 建物共有者(C)が本件建物を居宅として使用している。
特記事項	① 本件建物は建築確認申請の完了検査済みが出ている。 ② 秦野市開発指導課によれば、詳細は不明であるが目的建物は開発許可不要案件で、適法に建てられており、事前相談は必要であるが、本件建物を取得する第三者においても同一敷地で、専用住宅であれば建て替え等の可能性は高いとのことである。 ③ Cによれば、本物件の使用について共有者間でお金のやり取りや使用方法の取決めはない。本建物に雨漏り等大きな不具合はない。キッチンの流し下の排水に最近水漏れがしたり、トイレのウォシュレットが故障したりはしている。平成17年に本建物を新築したときから建物内で猫を1匹から3匹継続して飼っている。現在は1匹いる。猫が壁紙等に傷をつけた部分は何か所がある。和室には猫による畳の汚損がある。建物内で喫煙はしていない。建物に太陽光発電パネルは設置していない。土地上の南西側隅付近にNTTの電柱が1本あり年4,000円程度の支払を受けている。建物の敷地の境界について争いはない。騒音としては本土地に接する道路を走る自動車の走行音が聞こえる。少し前までは第二東名の工事車両が多かったがそれは落ち着いた。 ④ 本建物のトイレのウォシュレットに故障が、キッチンの流し下の排水に水漏れが、それぞれあるとのことである。本建物内の壁の随所に猫によると思われる損傷がある。1階和室の畳に猫によると思われる顕著な汚損がある。建物全般に汚損が見られる。本建物の南側外壁に植物の蔦がはりついている。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建 付 減 価	建付地価格 (円)
1	30,400	105	31,900	× 201.68	× 0.9	= 5,790,000
		100				

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

基準地 秦野(県)－17

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{基準地価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化} & & \\
 & & & & \text{補 正} & & \\
 & & & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\
 29,200\text{円/㎡} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{96} = 30,400\text{円/㎡}
 \end{array}$$

◇時 点 修 正：令和7年7月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：基準地は標準画地で補正の必要なし。

◇地 域 格 差：基準地の所在地域は目的物件の地域に比して、ほぼ同様の交通接近条件等であるものの、住環境条件等でやや優れ、街路条件等で劣り、総合格差で上記の通り。

◇個 別 格 差：目的土地は、角地及び特記事項に記載したこと等でやや優れ、総合格差で上記の通り。

◇建 付 減 価：建付減価率を 10%と判定した。

② 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
2	160,000	× 110.54	× 0.11	= 1,950,000

現価率

- ・経過年数22年、経済的残存耐用年数 8年、観察減価率（中古建物による市場性等を含み、保守管理の状態、特記事項に記載したこと等を考慮した。）60%
- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\begin{aligned}
 \text{現価率} &: \frac{\text{経済的残存耐用年数 8年}}{(\text{経過年数22年} + \text{経済的残存耐用年数 8年})} \times (1 - 0.6) \\
 &= 0.11
 \end{aligned}$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物についてはその土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格 (円)
1	5,790,000	×	0.55 法定地上権	= 3,180,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等 価格の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 (円)
1	5,790,000	－ 3,180,000		× 1.0	× 0.7		= 1,830,000
2	1,950,000	＋ 3,180,000	× 1.0	× 1.0	× 0.7		= 3,590,000
一括価格 (合計)							= 5,420,000

占有減価修正：必要なしと判定した。

市場性修正：必要なしと判定した。

競売市場修正：－30%と判定した。

その他の控除：必要なしと判定した。

第6 参考価格資料

1. 基準地価格 秦野(県)－17

所 在：秦野市寺山字外清水490番1内

価 格：29,200円／㎡

位 置：小田急小田原線「秦野」駅の北方約3.5km

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：457㎡

供給処理施設：水道

接 面 街 路：西3.5m市道

用 途 指 定 等：市街化調整区域（建蔽率50%、容積率100%）

地 域 の 概 要：農家住宅のほかに一般住宅も見られる住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 4,114,272円

物件2 2,149,547円

第7 附属資料の表示

位置図（秦野市白図：図中北方新東名高速道路は工事中との記載があるが、当該部分は既に供用開始している。）

公図写（目的物件をA4判へ抜粋したものである。）

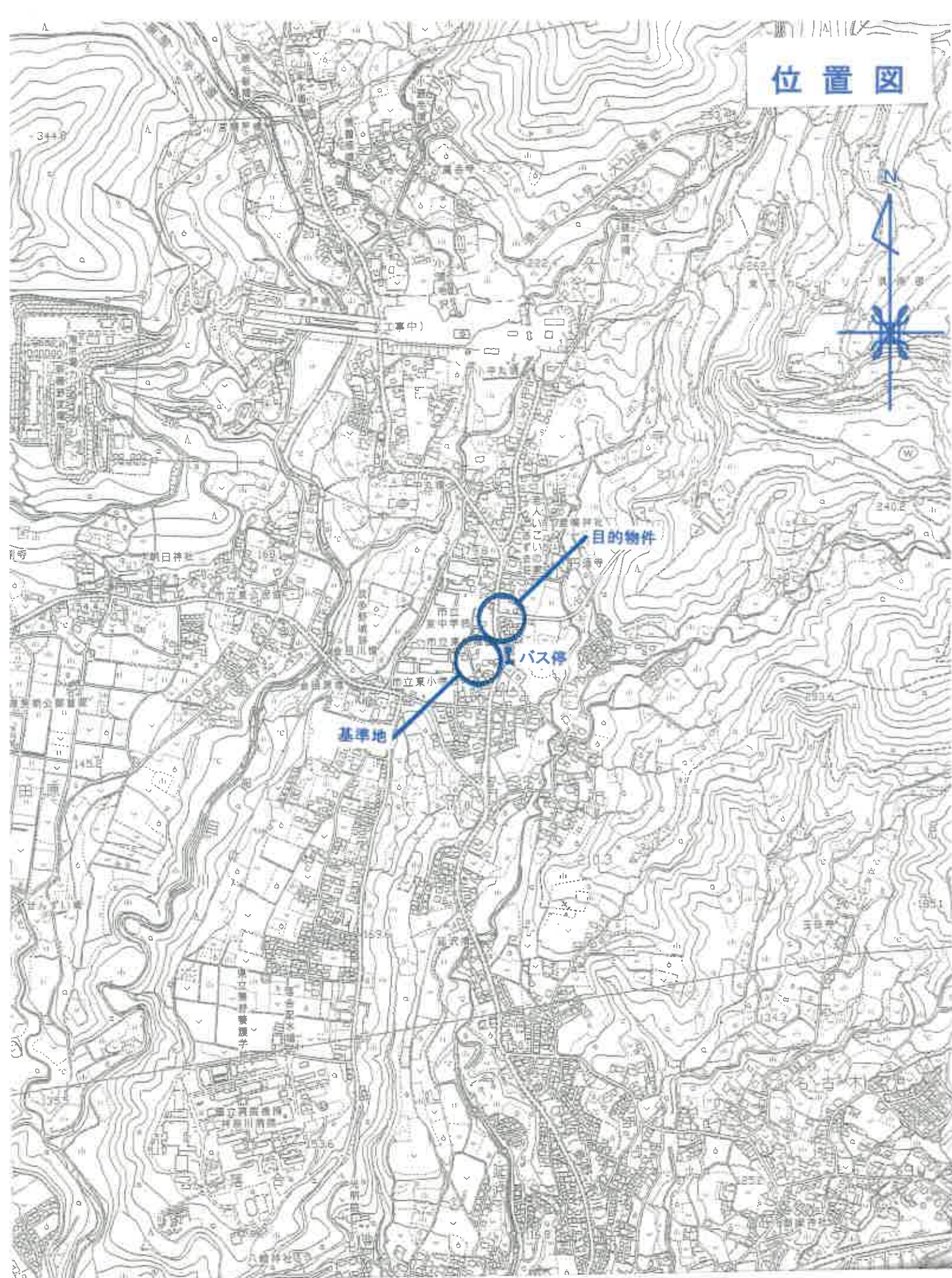
地積測量図写（残地、本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

建物図面・各階平面図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

概略間取図

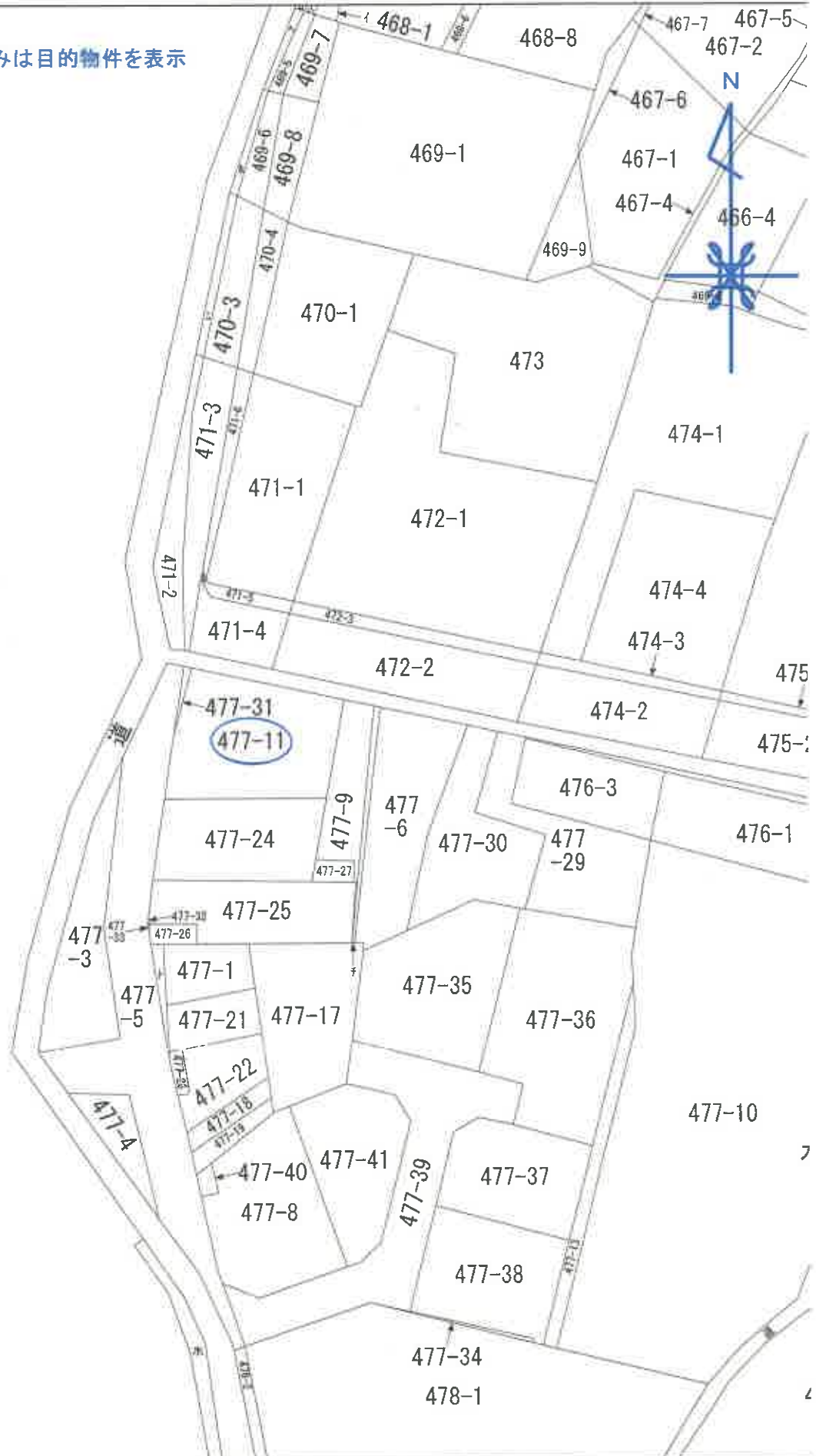
以 上

位置図



468-10 468-9 469-4 477-14 460-3 471-7
468-4 470-2 469-3 トチ 477-28 リヌ 460-4 ルヲ 水

※ 地番の○囲みは目的物件を表示



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年9月10日 横浜地方方法務局西湘一宮支局

總記號

請求番号: 36-3

155476

前477-後・新同一-新

477-11
477-31

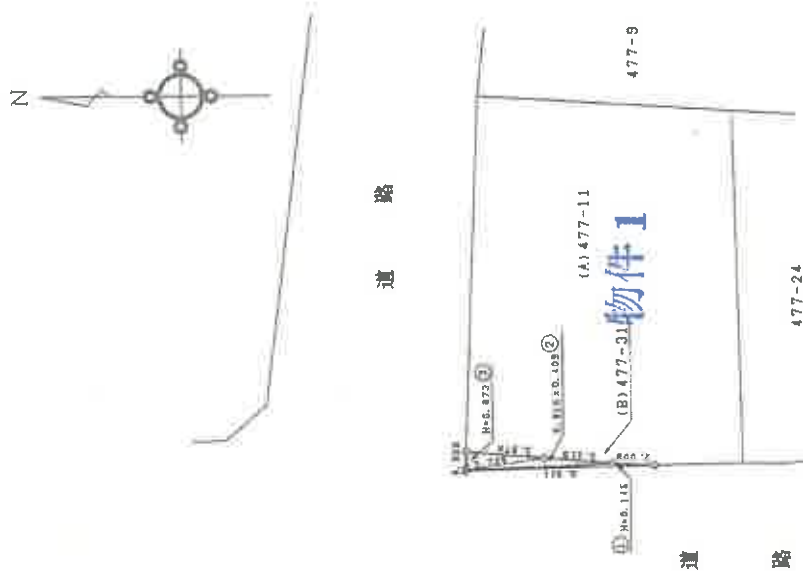
地 番

土地の所在
秦野市山字内清水

地積測量圖

三 斜 求 積 表

地產 NO	座	邊	寬	小	徑	面	積	地	積
1	8.911	×	0.145	=	1.292095				
2	5.910	×	0.409	=	2.826190				
3	3.739	×	0.873	=	3.264147				
					7.382432				
	合	計			3.691216	m ²		3.69	m ²
公	205.380500					m ²			
總	3.691216					m ²			
地	201.698784					m ²		201.59	m ²



(民源納)

月4日(雙)

人中寶

縮尺 1/250

平成16年11月5日 登記

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件1 (残地)

登記年月日：平成17年1月18日

令和7年9月10日
横浜地方支務局西湘二宮支局

登記官

請求番号：36-1

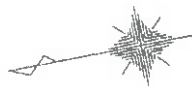
033764

各階平面図

建物図面図

家屋番号 477番11

建物の所在 秦野市寺山字内清水477番地11



1階



家屋表

①	2.730 × 6.825	=18.632250
②	2.730 × 6.370	=17.390100
③	4.550 × 5.460	=24.843000
合計		60.865350
床面積		60.86 m ²

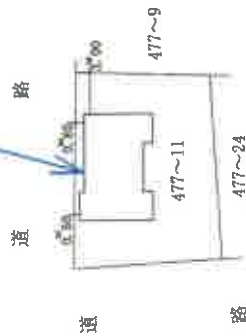
2階



求積表

①	2.730 × 3.640	= 9.937200
②	7.280 × 5.460	=39.748800
合計		49.686000
床面積		49.68 m ²

物件2



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(神奈川県土地家屋調査士会)

平成17年1月18日登記

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 2

概略間取図

